

平成十八年国土交通省令第八十一号

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和二十八年政令第六十二号）第三条の二第一項第二号、第四条第二項、第四条の二第一項及び第二項第一号及び第三号並びに第六条第一項第四号並びに海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百七十九号）附則第三項の規定に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則を次のように定める。

第一条 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条の二第一項第二号の国土交通省令で定める傷病等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

（障害等級に該当する障害）

第二条 令第四条第二項の国土交通省令で定める各障害等級に該当する障害は、別表第一に定めるところによる。

第三条 別表第二に定められていない障害であつて、同表に定める各障害等級の障害に相当すると認められるものは、同表に定められている当該障害等級に該当する障害とする。

（介護給付に係る障害）

第四条 令第四条の二第一項の国土交通省令で定める障害は、介護を要する状態に応じ、別表第三に定めるところによる。

2 令第四条の二第二項第一号に規定する常時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものは、別表第三常時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。

3 令第四条の二第一項第三号に規定する随時介護を要する程度の障害として国土交通省令で定めるものは、別表第三隨時介護を要する状態の項の下欄に定める障害のいずれかとする。（遺族給付年金に係る遺族の障害の状態）

第四条 令第六条第一項第四号の国土交通省令で定める障害の状態は、身体若しくは精神に別表第二に定める第七級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上に障害がある状態とする。

（施行期日等）
1 この省令は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。
（経過措置）
2 平成十八年四月一日からこの省令の施行日の属する月の末日までに給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る別表第二の規定の適用については、当該給付の事由が脾臓又は一侧の腎臓を失つたものである場合（同表の第七級の項第五号に該当する障害があるときを除く。）には、同表の第八級の項に相当する障害があるものとする。
3 平成十八年四月一日からこの省令の施行の日までに、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令による改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（以下「旧令」という。）の規定に基づいて傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付を受けることとなるものについては、旧令の規定に基づいて支給された傷病給付、障害給付、介護給付又は遺族給付は、それぞれ新令及びこの省令の規定による傷病給付、障害給付、障害給付、介護給付又は遺族給付の内払とみなす。

（施行期日）
附 則（平成二十三年七月一五日国土交通省令第五二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）別表第二の規定は、平成二十二年六月十日以後に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付について適用し、同日前に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付については、なお従前の例による。

3 平成二十二年六月十日からこの規則の施行の日の前日までの間に給付の事由が生じた障害給付及び遺族給付に係る新規則別表第一の規定の適用については、同表第七級の項第十二号中「もの」とあるのは「もの又は女子の外貌に相当程度の醜状を残すもの」と、同表第九級の項第十六号中「外貌」とあるのは「男子の外貌」とする。

4 改正前の海上保安官に協力援助した者等の災害給付を支給された者で新規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付を支給された者で新規則の規定による障害給付又は遺族給付を受けたこととなるものについては、旧規則の規定に基づいて支給された障害給付又は遺族給付は、それぞれ新規則の規定による障害給付又は遺族給付の内払とみなす。

別表第一（第一条関係）	傷病障害の状態	別表第一（第一条関係）									
		第一級	第二級	第三級	第一級	第二級	第三級	第一級	第二級	第三級	第一級
障害	一 両眼が失明しているもの 二 咀嚼及び言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 五 上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 上肢の用を全廃しているもの 七 下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 下肢の用を全廃しているもの 九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	一 両眼が失明しているもの 二 咀嚼及び言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 五 上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 上肢の用を全廃しているもの 七 下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 下肢の用を全廃しているもの 九 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	一 両眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつてゐるもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 六 第三号及び第四号に定めるものほか、常に労務に服することができないもののその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつてゐるもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 六 第三号及び第四号に定めるものほか、常に労務に服することができないもののその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつてゐるもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 六 第三号及び第四号に定めるものほか、常に労務に服することができないもののその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になつてゐるもの 二 咀嚼又は言語の機能を廢しているもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 五 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 六 第三号及び第四号に定めるものほか、常に労務に服することができないもののその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの					

級一 第	級二 第	級三 第	級四 第	級五 第	級六 第
両眼が失明したもの 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 両下肢の用を全廃したもの	両眼が失明し、他眼の視力が○・○二以下になつたもの 両眼の視力が○・○二以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、隨時介護を要するもの 両上肢を手関節以上で失つたもの 両下肢を足関節以上で失つたもの	一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下になつたもの 両眼の視力が○・○六以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 両手の手指の全部を失つたもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 両手の手指の全部の用を廃したもの	一眼が失明し、他眼の視力が○・○六以下になつたもの 両眼の視力が○・○六以下になつたもの 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 両耳の聴力を全く失つたもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 両手の手指の全部の用を廃したもの	一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 両耳の聴力を全く失つたもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一下肢を手関節以上で失つたもの 両手の手指の全部の用を廃したもの	一眼が失明し、他眼の視力が○・一以下になつたもの 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 両耳の聴力を全く失つたもの 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 一下肢を手関節以上で失つたもの 両手の手指の全部の用を廃したもの

級七 第	級八 第	級九 第
一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になつたもの 二両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 三一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 四神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 五胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 六一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指の用を廃したものの 七一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したものの 八一足をリストラン関節以上で失つたもの 九一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 十一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 一一一足の足指の全部の用を廃したものの 一二外貌に著しい醜状を残すもの 一三両側の睾丸を失つたもの	一眼が失明し、又は一眼の視力が○・○二以下になつたもの 二脊柱に運動障害を残すものの 三一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの 四一手の母指を含み三の手指の用を廃したもの又は母指以外の四の手指の用を廃したものの 五一下肢を五センチメートル以上短縮したものの 五六上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 七六下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの 八一上肢に偽関節を残すもの 九一足の足指の全部を失つたもの	一眼が失明し、他眼の視力が○・六以下になつたもの 二両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すものの 三両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 四鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 五咀嚼及び言語の機能に障害を残すものの 六両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 七両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 八一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 九一耳の聴力を全く失つたもの
十神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 一二一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一三一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの 一四一手の母指を含み二以上の中の足指を失つたもの 一五一足の足指の全部の用を廃したものの 一六外貌に相当程度の醜状を残すもの	十神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 一二一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一三一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの 一四一手の母指を含み二以上の中の足指を失つたもの 一五一足の足指の全部の用を廃したものの 一六外貌に相当程度の醜状を残すもの	十神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 十一胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 一二一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの又は母指以外の三の手指の用を廃したもの 一三一手の母指を含み二の手指の用を廃したものの 一四一手の母指を含み二以上の中の足指を失つたもの 一五一足の足指の全部の用を廃したものの 一六外貌に相当程度の醜状を残すもの

級三十第	八七六五四三二一	級二十第	級一第十	級十第
一眼の視力が○・一以下になつたもの 正面視以外で複視を残すもの 一眼に半盲症 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 一手の母指の用を廃したもの	両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 手の示指、中指又は環指を失つたもの 耳の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 耳の耳殻の大部を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 長管骨に変形を残すもの 手の小指を失つたもの 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 局部に頑固な神経症状を残すもの 外貌に醜状を残すもの	十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 足の第一の足指を失つたもの 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 手の示指、中指又は環指を失つたもの 耳の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 耳の耳殻の大部を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 長管骨に変形を残すもの 手の小指を失つたもの 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 局部に頑固な神經症状を残すもの 外貌に醜状を残すもの	一眼の視力が○・一以下になつたもの 正面視で複視を残すもの 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 足の第一の足指を失つたもの 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 手の示指、中指又は環指を失つたもの 耳の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 耳の耳殻の大部を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 長管骨に変形を残すもの 手の小指を失つたもの 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 局部に頑固な神經症状を残すもの 外貌に醜状を残すもの	一眼の視力が○・一以下になつたもの 正面視で複視を残すもの 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 十四歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したもの 下肢を三センチメートル以上短縮したもの 足の第一の足指を失つたもの 上肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に著しい障害を残すもの 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの 手の示指、中指又は環指を失つたもの 耳の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの 腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 七歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 耳の耳殻の大部を欠損したもの 鎖骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 一上肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 一下肢の三大関節中の二関節の機能に障害を残すもの 長管骨に変形を残すもの 手の小指を失つたもの 手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 足の第二の足指を失つたもの、第二の足指を含み二の足指を失つたもの又は第三の足指以下の三の足指を失つたもの 足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの 局部に頑固な神經症状を残すもの 外貌に醜状を残すもの

別表第三 (第三条関係)	介護を要する状態	常時介護を要する状態	要する状態	別表第一	
				第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	第二級の項第二号又は別表第二第二級の項第三号に該当する障害
			一	別表第一第一級の項第三号又は別表第二第一級の項第三号に該当する障害	別表第一第二級の項第二号又は別表第二第二級の項第三号に該当する障害
			二	別表第一第一級の項第四号又は別表第二第一級の項第四号に該当する障害	別表第一第二級の項第三号又は別表第二第二級の項第四号に該当する障害
			三	前二号に掲げるもののほか、別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	前二号に掲げるもののほか、別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの
			四	別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの	別表第一第一級の項又は別表第二第一級の項に該当する障害であつて、前二号に掲げるものと同程度の介護を要するもの